

5月26日から 戸籍にフリガナを記載する制度がはじまりました

氏名にフリガナが記載されるようになり、住民票やマイナンバーカードをはじめ様々なサービスにおいて本人確認事項として利用されることになります。

本籍地の市区町村から氏名のフリガナの確認通知が届きます

※通知に記載のフリガナを確認いただき、正しい場合は、**届出の必要はありません**。

※誤っている場合は**必ず届出**をお願いします。

確認通知の送付時期

(潮来市に本籍のある方)

6月24日から確認通知(ハガキ)を順次発送予定です。

(他の市区町村に本籍のある方)

市区町村により送付時期が異なります。詳細は本籍地の市区町村のホームページ等をご確認ください。

フリガナの届出方法

(来 庁 に よ る 届 出) 本籍地のほか、お近くの市区町村の戸籍担当窓口でも、届出が可能です。

(オンラインによる届出) マイナンバーカードをお持ちで電子証明書が有効な方は
マイナポータルで届出が可能です。詳細は、マイナポータル公式ホームページをご覧ください。

(郵 送 に よ る 届 出) 潮来市ホームページより様式をダウンロードし、本籍地の市区町村宛に届出をしてください。

確認通知のハガキが届いたら
「氏」と「名」両方の確認を
お願いします。



コセキツネ



潮来市
ホームページ



法務省
ホームページ

<確認通知(ハガキ)のイメージ>

戸籍に記載される振り仮名の通知書

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

〇〇県〇〇市長

本籍 〇〇県〇〇市〇〇1234番地

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

①
「氏」の
フリガナ
を確認

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆ り
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

②
「名」の
フリガナ
を確認

詐欺にご注意ください!

フリガナの届出に当たって、法務省や市区町村が**金銭を要求することはありません**。不審に思ったら、すぐにご相談ください。

- ・お近くの市区町村の戸籍担当課窓口
- ・最寄りの警察署または警察相談専用電話#9110
- ・消費者ホットライン 188(いやや!)



コセキツネ

ご不明な点がございましたら、
お問合せください。

【お問合せ】
法務省振り仮名コールセンター
☎0570-05-0310

マイナポータルの操作について
☎0120-95-0178

潮来市 市民課 市民グループ
☎0299-63-1111 (内線)112~116